



多摩六都 スポーツ大会 「グレートボール大会」

この大会は、多摩六都の市民の皆さんがスポーツを通じて相互の交流と親睦を図り、各市の振興に努める目的で開催します。

今年も各市の代表選手のかたが出場し、日ごろの練習の成果を競い合うグレートボール大会を開催します。皆さんの応援をお願いします。

日時 11月14日(水) 午前9時10分～午後4時ごろ
※雨天の場合は15日(木)に延期

場所 ゲートボール場公園(廻田町1-26-1)
問い合わせ スポーツセンター(☎393・9222)

多摩六都 ヤングライヴ フェスティバル 参加グループ募集

多摩六都(東村山市、小平市、清瀬市、東久留米市、西東京市)の青少年等で構成するバンド等が一堂に会する「ヤングライヴフェスティバル」の開催に伴い、参加グループを募集します。日ごろの練習成果を発表してみませんか。

市、清瀬市、東久留米市、西東京市)の青少年等で構成するバンド等が一堂に会する「ヤングライヴフェスティバル」の開催に伴い、参加グループを募集します。日ごろの練習成果を発表してみませんか。

開催日時 平成25年2月10日(日) 午前10時開演

場所 東村山市立中央公民館
入場料 無料

参加費 無料
定員 15組程度
申込み 電子申請(市のホームページ)からアクセス、1人1回又は社会教育課(いきいきプラザ4階)等で配布している申込書に必要事項を明記し、12月7日(必着)までに直接又は郵送、ファクスで〒189-8501社会教育課(FA X 397・5431)

第59回 北多摩中学校 演劇発表会

市内からは、東村山第二中学校が発表を行います。ぜひご覧ください。

日時 11月10日(土) 午前9時30分～午後5時
場所 東村山市立中央公民館
入場料 無料

※申込み不要、直接会場へ問い合わせ 教育部指導室



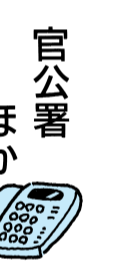
ストリンググラフィック の「世界」

ストリンググラフィックとは、パイオリンやチェロのような音色が出る、絹糸と紙コップでできた楽器です。この楽器を発明した先生と一緒に「音」について学び、迫力のある演奏を体験しましょう。

日時 11月11日(日)
時間 ①午後1時～1時45分、②午後3時～3時45分
※各回とも開始10分前から受付

定員 各回先着60名
参加費 無料
※参加するには別途入場料が必要

入場料 4歳～高校生20円・大人50円(展示室券)
講師 水嶋一江氏(ストリンググラフィック考案者)
問い合わせ 多摩六都科学館(☎042・469・6100)



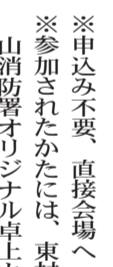
消防防災運動

11月に入ると暖房器具の使用が増え、火災発生が多い時期を迎えます。火災に、より一層の注意が必要です。火災による死者ゼロ、市内からの出火防止を目的に、秋の火災予防運動を実施します。

このたび、東村山消防署では、さまざまな催しを行いますので、この機会に防火・防災に関する知識や行動力を高めましょう。皆さんの参加をお待ちしています。

日時 11月6日(火) 午後2時～3時
場所 中央公民館
定員 先着40名

内容 防災アドバイザーによる防災講演会「自助、近助で築かれる災害に強い街」
講師 山村武彦氏(防災アドバイザー)

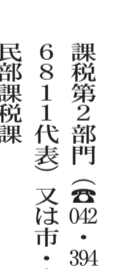


年末調整等説明会

給与の支払者を対象に、平成24年分年末調整・法定調書等の作成について、説明会を開催します。

日時 11月16日(金) 午後1時30分～3時30分
場所 中央公民館
※申込み不要、直接会場へ

※車での来場は「遠慮ください」
問い合わせ 東村山税務署法人(☎04

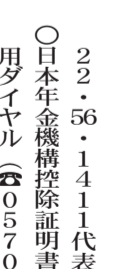


所得税の申告の際の控除証明書等の添付が必要

確定申告等で所得税の申告をする際、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付が義務づけられています。

このため、11月上旬に日本年金機構から、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を加入者へ送付しますので、年末調整や確定申告、市・都民税の申告の手続きの際は、必ず同証明書又は領収証書を添付してください。(10月以降に今年初めて保険料を納付したかたへは、平成25年2月上旬に送付します。)

問い合わせ 武蔵野年金事務所(☎04



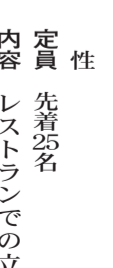
ふれあい喫茶 スタッフ募集

応募資格 市内在住のかたで、障害のあるかたと一緒に週1日～3日程度の勤務、又は平日1日勤務ができるかた(月曜日休)

募集人員 若干名
勤務場所 富士見文化センター1内ふれあい喫茶「ふじみ」
選考方法 面接
※勤務時間、待遇等詳細は、面談の上で決定します。

申込み 往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を明記し、11月12日(必着)までに富士見文化センター内ふれあい喫茶「ふじみ」(〒189-0002 4富士見町5-1-51)へ

※返信宛先等必ず記入
問い合わせ ふれあい喫茶コーナー運営委員会・宮村(☎090・1210・3951)



TOKYO MX テレビの 放送周波数の変更

TOKYO MXテレビでは、東京スカイツリーへの送信所移転に伴い、10月より平成25年3月にかけて放送周波数が変わります。

多くのデジタルテレビには、自動的に放送周波数の再設定をする機能があります。一部の自動再設定機能がないテレビでは、手動による再設定が必要です。

※テレビ画面にブロックノイズ等が出て視聴できない場合は、手動再設定が必要です。

問い合わせ TOKYO MX 東京スカイツリー移転コールセンター(☎0570・001400、午前9時～午後9時)

今月の相談 ※日程は祝日を除く				
内容	日程	会場	時間	問い合わせ
一般市民相談(日常生活上の相談)	月～金曜日	本庁舎1階市民相談室	午前9時～正午 午後1時～4時	生活文化課
消費生活相談(専門相談員)				
法律相談(弁護士)	第1～第4月・水曜日			
交通事故相談(弁護士ほか)	16日			
不動産取引相談(宅地建物取引主任者)	8日		随時予約受付	
税務相談(税理士)	9日・30日			
行政書士相談	15日			
登記相談(司法書士)	13日		午後1時～3時50分(随時予約受付)	
表示登記相談(土地家屋調査士)	13日		午後1時～3時	
年金・労保・労務相談(社会保険労務士)	20日		午後1時30分～3時30分(随時予約受付)	
人権の上相談(人権擁護委員)	27日	午後1時～3時30分		
行政相談(行政相談委員)	22日			
外国籍市民相談(中国語、韓国語、朝鮮語、英語)	月～金曜日	本庁舎1階	午前9時～正午 午後1時～4時	
男女共同参画に関する相談				
女性の悩み相談	火・土曜日	多文化共生・男女共同参画推進交流室	午前10時～正午 午後1時～3時	都市計画課
総合建築相談(耐震・リフォーム等)	7日・21日	本庁舎1階市民ロビー	午後1時30分～3時	
母子・女性相談	月～金曜日	いきいきプラザ1階	午前9時～正午 午後1時～4時	生活福祉課
歯科相談	21日	いきいきプラザ2階	午後1時30分～3時(随時予約受付)	健康課
医療心療内科・相談もの忘れ	15日			
総合相談(子どもに関する相談)	月～金曜日	いきいきプラザ3階	午前9時～午後5時	子ども家庭支援センター ☎390-2271 教育相談室 ☎391-0278 幼児相談室 ☎392-5085
教育相談				
幼児相談(就学前幼児の心身に関する相談)				
育児相談	28日	ほんちよう子育てひろば	午前10時30分～正午(随時予約受付)	第一保育園 ☎395-8955
子育て相談	月～金曜日	各保育園	午前8時30分～午後5時	各保育園
スポーツ医事相談	土曜日		午後3時～4時	市民課 ☎393-9222
栄養相談	火・土曜日	スポーツセンター(随時予約受付)	午前10時～午後4時	
健康相談	火・木・金・土曜日			
障害者相談	月～金曜日	支援センター「るーと」	午前9時～午後5時	☎394-1555
外出・旅行なんでも相談	1日・15日	社会福祉協議会(地域福祉センター内)	午後1時～4時	☎397-8194
福祉なんでも相談	月～金曜日		午前9時～午後5時	
心身障害者(児)相談	月～金曜日	手をつなぐ親の会 ☎395-2068 障害者の自立を支える会こすもす ☎394-4805 あゆみの会 ☎394-7231		
精神障害者相談(支援センター)	月・火・木・金・土曜日	「ふれあいの郷」(平成の里内) (随時予約受付)	午前9時30分～午後6時	地域生活支援センター「ふれあいの郷」 ☎397-6400
障害者就労相談	月～金曜日	市民センター1階障害者就労支援室	午前9時～午後5時	☎313-3794
その他の障害者団体等相談 身患連(☎393-6821)、身障連協(☎397-1201)、仲間の家(酒害相談 ☎392-5060)、視覚障害者一心会・翔和会(視覚障害者の会 ☎395-3812)、東京都難聴児を持つ親の会(☎395-8581)、視覚障害者友の会(☎393-2041)				

魅力ある都市農業に取り組む青年農家たちとの素晴らしい出会いや親睦を深める交流会に参加してみませんか。
日時 11月24日(土) 午前11時～午後4時30分(午前10時30分受付開始)
場所 中国割烹旅館「掬水亭」(埼玉県所沢市)
対象 20～40歳前後の独身女

平成24年	10月1日現在
人口	152,853
男	75,267
女	77,586
世帯数	70,135

課税第2部門(☎042・394・6811代表) 又は市・市民部課税課

確定申告等で所得税の申告をする際、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付が義務づけられています。